

月二十九日会社ニ対シ、嘆願書ヲ提出セシメ、トハ既依ノ通りナル
カ、労資折衝ノ結果、山崎解決シ翌三十日組合幹部約一千名ヲ工場
内ニ集メ、松村常務取締役ヨリ大詔ヲ通り回答シ、一問之ニ満足シ
テ、重事散会セリ

託

一、本月ヨリ以後、職有クハ、ニ従業員一対シテハ解雇トナサズ、休暇
ト認ム

一、休暇者ニ対シテハ、休暇通知ノ翌日ヨリ健康保険標準月額ノ百
分ノ六十シテ、六十日間手當トシテ支給ス

一、休暇後解雇スル際ハ、従前通り金一封(金三十円)ヲ支給ス
但シ予告手當ニ相當スル額ハ支給セズ

一、勤続年限ノ端数十ヶ月以上ノ時ハ、一年、六ヶ月、以テ十ヶ月以
内ノ時ハ、半ヶ年ノ割合ヲ以テ通算スルニト

一、年齢五十六以上ノ休暇者ニハ、退職手當金ハ、年令満期(五十五
六)迄支給ス

但シ入職後十五年以上ノ勤続者ニ限ル

以上

右及中(通)取届也